

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業

基本協定書(案)

平成16年7月26日

稚内市

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業に関する基本協定書（案）

稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業（以下「本事業」という）に関して、稚内市（以下「甲」という）と、_____（以下「代表企業」という）を代表企業とし、代表企業、____、_____.....を構成メンバーとする_____グループ（以下「乙」という）は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本基本協定」という）を締結する。

第1条 目的

本基本協定は、本事業に関する基本事項、稚内市廃棄物最終処分場（以下「本処分場」という）の設計・建設、甲への本処分場の所有権移転、運営期間における本処分場の運営・維持管理、管理期間における本処分場の管理業務及びこれらの業務遂行に要する資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という）と甲との間で締結する契約（以下「事業契約」という）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 当事者の義務

- 1 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約の締結のための協議にあたり、本事業の入札手続きにかかる稚内市PFI事業審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

第3条 事業予定者の設立

- 1 乙は、本基本協定締結後30日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く）以内に、商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 2 事業予定者の設立にあたり、乙の構成員はいずれも必ず出資するものとし、且つ、本事業の終了に至るまで、出資比率の合計を事業予定者の議決権の総数の50パーセントを超過するように維持するものとする。

第4条 株式の譲渡等

乙は、本事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないも

のとする。

第5条 業務の委託、請負

- 1 事業予定者は、本処分場の設計にかかる業務を_____に、運営期間における本処分場の運営・維持管理及び管理期間における本処分場の管理にかかる業務を_____にそれぞれ委託し、建設にかかる業務を_____に請け負わせるものとする。
- 2 乙は、本基本協定締結後 [30] 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く）以内に、前項に定める設計及び運営・維持管理の各業務を委託する者又は建設を請け負わせる者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しのほか各業務を前項の定めるところに従って委託し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出するものとする。
- 3 第1項により事業予定者から設計若しくは運営・維持管理にかかる各業務の委託を受けた者又は建設にかかる業務を請け負った者は、それぞれ委託を受け又は請け負った各業務を誠実に遂行するものとする。

第6条 事業契約

- 1 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、平成 17 年 1 月中旬までに、甲と事業予定者間で締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙 1 所定の書式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙 2 の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。

第7条 準備行為

- 1 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要且つ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者によって速やかに引き継がれるものとする。

第8条 事業契約の不調

事由の如何を問わず事業契約が締結に至らなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業

の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上の証として、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印のうち、甲及び代表企業が各 1 通を保有する。

平成 16 年 12 月____日

(甲) 稚内市
稚内市長

(乙)

出資者保証書式

平成____年____月____日

稚内市
稚内市長 [] 様

出 資 者 保 証 書

稚内市及び(事業予定者)(以下「事業者」という)の間において平成17年____月____日付けで締結された稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業(以下「本事業」という)にかかる事業契約(以下「事業契約」という)に関して、本事業を落札した____(以下「代表企業」という)を代表企業とする____グループの構成メンバーである代表企業、____、____.....(以下総称して「当社ら」という)は、本書の日付けをもって、稚内市に対して下記の事項を誓約し、且つ、表明及び保証致します。なお、本書に別段の定義がなされていない限り、本書において用いられる用語は、事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成____年____月____日に、商法(明治32年3月9日法律第48号)上の株式会社として適法に設立され、且つ、本書の日付現在有効に存在すること
- 2 事業者の発行済株式総数は、____株であり、そのうち____株を、当社らが保有し、そのうち、____株は代表企業が、____株は____が、____株は____が、____株は____が保有しており、当社ら以外の者が保有する事業者の株式数は、____株であり、そのうち、____株は____が、____株は____が保有していること
- 3 事業者が本事業の遂行に要する資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前

にその旨を稚内市に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分にかかる契約書の写しを、その締結後速やかに、稚内市に対して提出すること

- 4 前項に規定する場合を除き、当社は、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、稚内市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと

以 上

誓約書の様式

平成____年____月____日

稚内市
稚内市長 [] 様

誓 約 書

当社/私は、本日現在、(事業予定者)の株式____株を、保有しています。当社/私は、当該株式を譲渡する場合には、事前に稚内市の承諾を得るものとし、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、稚内市に提出します。

所在地/住所:

会社名/氏名: